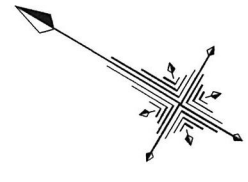
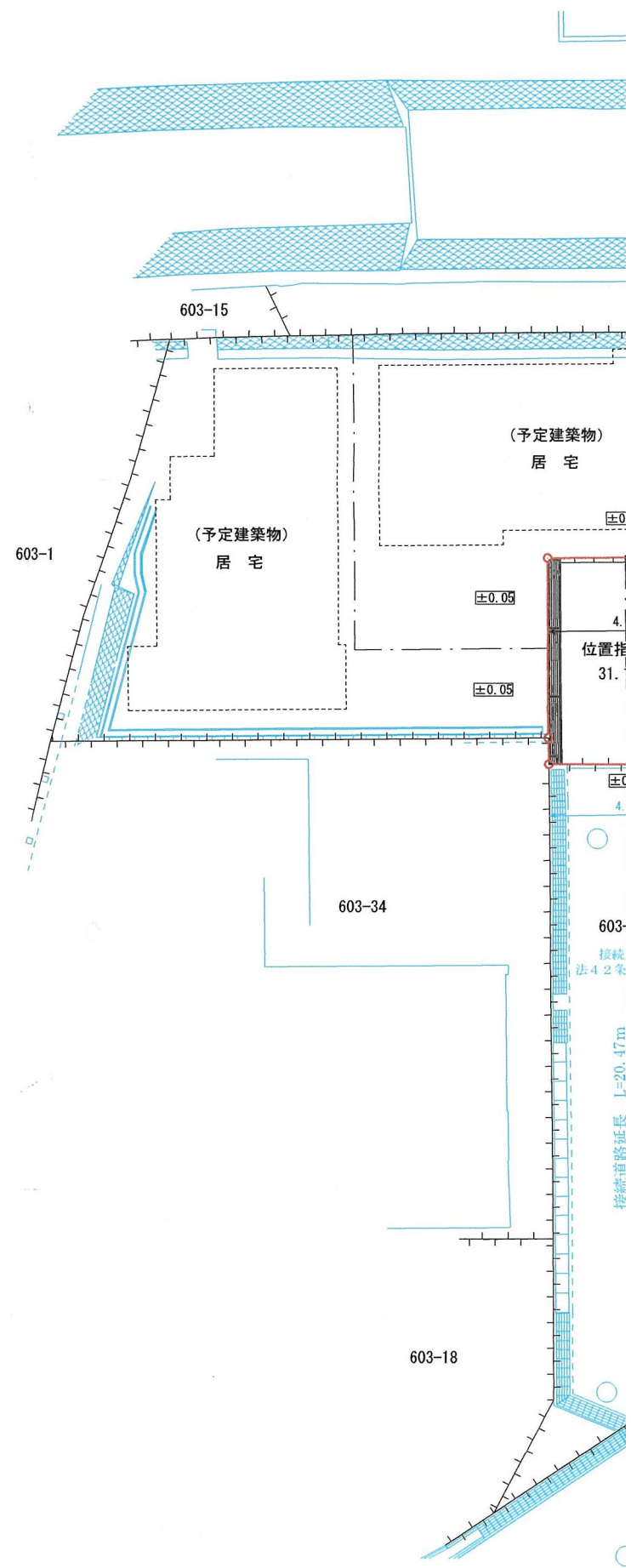
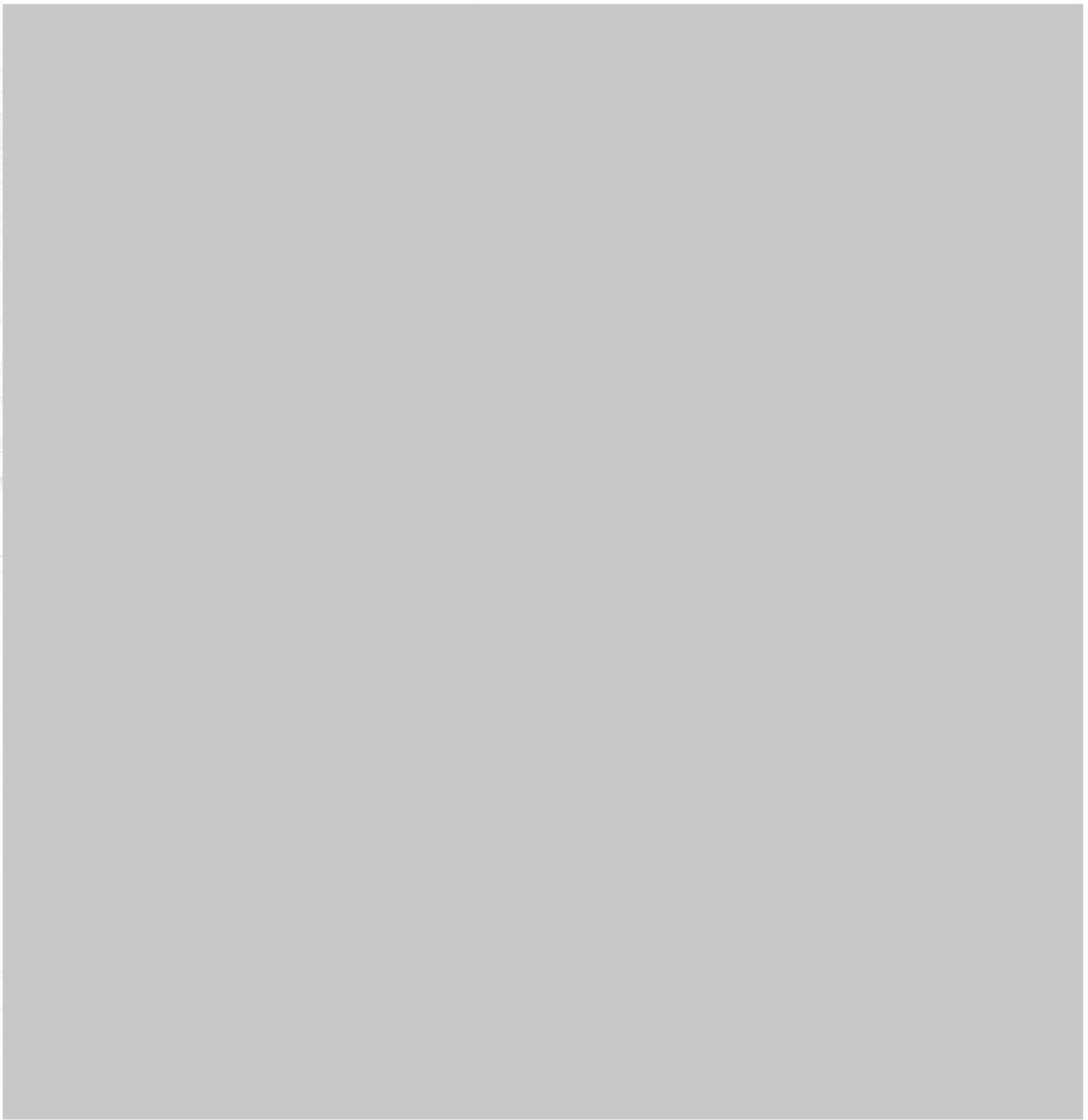


・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。



道路図 (



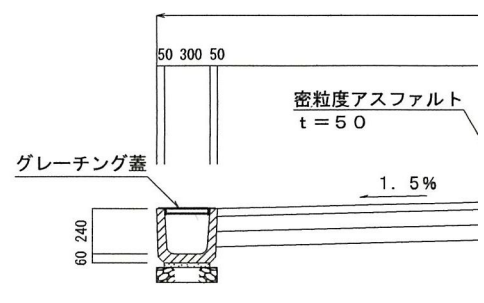
凡 例

方 位		既存道路及び既指定道路 (年月日・番号記入のこと)		市町村界	
申請する道路 の位置 (朱書)		今後予定する道路		既存建築物 (用途記入のこと)	
標識の位置		地 番 界		予定建築物 (同 上)	
下水・側溝等		敷 地 界			

[注意]

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、道路となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物について該当する権利（所有権、借地権等）をそれぞれ記入すること。
- 2 図面にも地番、権利の種類及び氏名を記入すること。
- 3 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方位を一致させること。
- 4 延長は幅員別に記入すること。
- 5 本用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 6 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む。）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出すること。
- 7 本用紙により承諾した者の印鑑証明書を添付すること。
- 8 指定の取消しを受ける場合は、「道路の管理者の住所及び氏名」欄は記載する必要はない。

標準道路断面



・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。